

名古屋市町並み保存要綱

平成28年4月1日

名古屋市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、本市における町並みの保存に関する基本的な事項を定め、もって住みよい文化的な町づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「町並み」とは、伝統的な建造物が地域的なまとまりを持って存在し、周囲の環境と一体をなして特色ある歴史的風致を形成している市街地又は集落の景観のことをいう。

(町並み保存地区)

第3条 教育委員会は、町並みを保存するために必要があるときは、あらかじめ、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第11条に規定する名古屋市文化財調査委員会の意見を聞いて、町並み保存地区を指定することができる。

2 教育委員会は、町並み保存地区がその特色ある景観を失った場合その他特別な事由があるときは、あらかじめ、名古屋市文化財調査委員会の意見を聞いて、当該町並み保存地区の指定を取り消すことができる。

(保存計画)

第4条 教育委員会は、町並み保存地区を指定するときは、あらかじめ、名古屋市文化財調査委員会の意見を聞いて、当該町並み保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 町並み保存地区の保存に係る基本計画に関する事項
- (2) 保存すべき建造物及び町並みを保存するために特に必要と認められる物件の指定に関する事項
- (3) 建造物等の保存整備計画に関する事項
- (4) 町並み保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- (5) 町並み保存地区の保存のため必要な助成措置に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、当該町並み保存地区の関係住民に、当該保存計画を周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、保存計画を変更する必要があるときは、あらかじめ、名古屋市文化財調査委員会の意見を聞いて、当該保存計画を変更するものとする。

5 第3項の規定は、保存計画の変更について準用する。

(伝統的建造物群保存地区の区域を含む町並み保存地区の特例)

第5条 前2条の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区の区域を含む町並み保存地区について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「名古屋市文化財調査委員会」とあるのは、「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第47号）第10条に規定する名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会」と読み替えるものとする。

(現状変更行為の届出)

第6条 教育委員会は、町並み保存地区内において次に掲げる行為をしようとする者に、あらかじめ、教育委員会に届け出るよう要請するものとする。

- (1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建造物の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石の類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定は、次に掲げる事項については適用しないものとする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、教育委員会が別に定めるもの
- (2) 伝統的建造物群保存地区内における行為

3 教育委員会は、第1項による届出があつた場合には、届出に係る行為について、当該届出をしたものに対して、町並み保存地区の保存のため必要な措置を講ずるよう、専門的技術的指導又は助言をすることができる。

(助成)

第7条 市長は、町並みの保存のために、必要と認められる物件の管理、修理、修景、復旧等について、当該物件の所有者等に対して、その経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、副市長以下代決規定第15条の3の3第1項の規定により観光文化交流局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に廃止された名古屋市町並み保存要綱（昭和58年8月11日教育長決裁。以下「旧要綱」という。）に基づき定められた計画は、この要綱第4条に定める保存計画とみなし、その効力を有する。
- 3 旧要綱の規定によりなされた届出、助成については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。